

令和6年度自然共生サイト認定推進モデル事業企画・運營業務委託に係る仕様書

1 業務名

令和6年度自然共生サイト認定推進モデル事業企画・運營業務委託

2 事業の目的

生物多様性に関しては、令和4年度に世界目標である「昆明－モントリオール生物多様性枠組」が採択され、これを受けて令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されており、これらの具体的な目標の一つとして、2030年までに陸と海の30%以上を保護地域（国立公園、県立自然公園等）及びOECM（保護地域以外で生物多様性に資する地域）により保全する「30by30目標」が示されている。

本県においても、国内外の動向や県内の状況を踏まえて、令和6年3月に生物多様性鹿児島県戦略を改定し、この中で、具体的な目標の一つとして県内の陸域における「30by30」の達成を掲げている。

本県の県土面積に対する保護地域の割合は、令和5年度末時点で、18.7%であり、陸域における「30by30」を達成するには、2030年度までに新たに、保護地域とOECMを合わせて県土面積の11.3%を保全する必要があり、保護地域の指定だけでなく、自然共生サイトの認定を通じて、OECMの面積を拡大していく必要がある。

OECMの面積拡大に当たっては、生物多様性を優先的に保全すべきエリアの抽出が必要であり、本事業においては、生物多様性に関する既存の調査・研究結果を基にして近年整備が進められているビッグデータの分析による定量的な評価も参考にしながら、県内の状況を網羅的に調査する。

また、生物多様性の保全が図られているエリアや自然再生に取り組んでいるエリアについて、自然共生サイトの認定を希望するものについては、当該エリアの詳細調査及び認定申請書の作成補助等、自然共生サイトへの認定に向けた伴走支援を行い、自然共生サイトの認定を推進する。

3 履行期限

令和7年3月21日（金）

4 業務委託の内容

(1) 県内の生物多様性に関する民間企業や団体等の取組事例や生物多様性の保全が図られているエリアの調査

ア 調査対象地域

・県内全域

イ 調査方法

・アンケート調査

・文献調査

・ヒアリング調査 等

ウ 調査内容

・生物多様性の保全や自然保護等の取組の有無

・生物多様性の保全や自然保護等に取り組んでいるエリアの概要 等

※調査においては、環境省の定める自然共生サイトの認定基準を満たすものを抽出すること。特に、保護地域と重複していないエリアを優先的に抽出する。

また、調査結果については、県ホームページや県が主催する生物多様性に関するセミナー等、公に使用されることについて、調査対象者に書面で承諾を得ること。

- (2) 生物多様性ビッグデータ等を活用し、県内における生物多様性保全上重要なエリアの定量的な評価
 - ア 評価方法
J-BMPデータの検証及び整理を行い、その他既存文献情報と併せて、県内における生物多様性保全上重要なエリアを定量的に評価する。
- (3) 生物多様性情報を整理したマップの作成
 - ア マップについて
(1)及び(2)の調査結果をとりまとめ、県内の生物多様性に関する情報を一元的に把握できるマップを作成する。
- (4) 自然共生サイト認定へ向けた伴走支援
 - ア 伴走支援対象者の公募
募集時期については、県が別途実施する生物多様性に関するセミナーの開催以降を基本とし、令和6年度下期及び令和7年度上期の自然共生サイト認定申請に向けた案件を主な対象とする。
 - イ 伴走支援対象者の選定
応募案件の中から、生物多様性保全上の重要度や自然共生サイトとしてのモデル性の高いエリアを予算の範囲内で選定する。
 - ウ 対象エリアの詳細調査
環境省の定める自然共生サイトの認定基準に示されている項目に沿って、植物、哺乳類、水性生物、鳥類等、各専任担当による調査対象エリアの動植物の生息状況等の現地調査を行う。
 - エ 認定申請書の作成補助
申請者へのヒアリングや詳細調査の結果を踏まえて、認定申請書の作成補助を行う。
- (5) 成果品の内容
 - ア 委託業務の内容を報告書として提出すること。
 - イ 成果品については、紙面および電子データ（DVD等に格納）で提出すること

5 事業費等

- (1) 対象経費
本業務の対象経費は、**自然共生サイト認定推進モデル事業企画・運営**に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費）、会場借上費、役務費（通信運搬料）、機材使用料、事務局経費（賃金、調査に要する旅費）等とする。
- (2) 委託料の支払い
委託料の支払いは、精算払いとする（前金払可）。
- (3) 経理区分
本業務の経理は、他の経理と明確に区分し、会計帳簿、決算書類等収支を明らかにする書類を整備し、本業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保管すること。

7 著作権等

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、特に別途定めのない限り、県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、県が第三者に二

次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

- (4) 成果品の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果品納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 その他留意事項

- (1) 業務遂行に当たっては、統括責任者を定めること。
- (2) 委託業務の進捗状況等については、委託者の指示に従い、随時報告すること。
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の使用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (5) 特定商品の宣伝又は斡旋、情報の収集等営業活動に類する行為は行わないこと。
- (6) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない事項については、委託者と協議し、その指示に従うこと。